

加古川市斎場整備運営事業要求水準書 新旧対照表（主なもの）

旧（改訂版）	新
第1章 総則 第2節 本事業の概要 4. 業務概要 4.4 本事業に関連する事業 1) （省略） 2) <u>原則として、関連する事業との間の調整は市が行い、事業者は同改修事業の受注者との協議調整・協働して業務を実施することに対し協力するものとする。</u> 表 1-4 関連する事業の実施予定概要 第3節 一般事項 5. 保険・保証・賠償等に関する事項 5.2 保証 (2) 契約不適合責任 本施設の契約不適合責任の期間は引渡し後 2 年間とするが、事業期間中に発覚し、要求水準書に記載する要件を満たさない場合も改善の対象とする。<u>なお部分使用を行う場合の当該部分の契約不適合責任期間の開始時期は、当該部分の部分使用を開始した時期とする。</u> 第2章 業務の要求水準書 第2節 火葬炉設備整備業務 1. 共通事項 1.3 業務の実施方法 (3) 完成部分の取扱い ア 部分使用検査 1) （省略） 2) 部分使用検査を行う段階は以下を想定する。 <u>① 基本設計業務完了段階</u> <u>② 火葬炉建設工事の期間中（年度の中途の時点）で、工事の部分（概ね2基を想定）が試験調整を含めて完成した段階</u>	第1章 総則 第2節 本事業の概要 4. 業務概要 4.4 本事業に関連する事業 1) （省略） 2) <u>別途発注する工事は運営を行いながら施設全体の改修となるため、備品の移動や室の利用制限、動線変更等に協力を行うこと。</u> 3) <u>原則として、関連する事業との間の調整は市（市が発注した監理者等を含む）、事業者、同改修事業の受注者で行い、市不在時において市以外の者と調整を行った場合は、市に内容の報告を行うこと。</u> 4) <u>事業者は同改修事業の受注者との協議調整・協働して業務を実施することに対し協力するものとする。</u> 表 1-4 関連する事業の実施予定概要 <u>（別途発注）</u> <u>※表内「事業概要」を修正</u> 第3節 一般事項 5. 保険・保証・賠償等に関する事項 5.2 保証 (2) 契約不適合責任 本施設の契約不適合責任の期間は引渡し後 2 年間とするが、事業期間中に発覚し、要求水準書に記載する要件を満たさない場合も改善の対象とする。 第2章 業務の要求水準書 第2節 火葬炉設備整備業務 1. 共通事項 1.3 業務の実施方法 (3) 完成部分の取扱い ア 部分使用検査 1) （省略） 2) 部分使用検査を行う段階は以下を想定する。 <u>（削除）</u> <u>① 火葬炉建設工事の期間中（年度の中途の時点）で、工事の部分（概ね2基を想定）が試験調整を含めて完成した段階</u>

イ 出来形検査

1) 業務の一定の段階において、契約書等に基づき、出来形検査のうえで、部分引渡を行うものとする。

2) 出来形検査を行う段階は以下を想定する。

① 火葬炉建設工事の期間中における年度末の時点

3. 火葬炉建設業務の要求水準

3.2 着工前の業務

(2) 共通仮設

1) 建築物の仮囲い、出入口ゲート、監督員事務所や仮設トイレ等の仮設物、警備員の配置等は別途市の発注する建築工事で設けることから、本業務に含めないものとする。但し、火葬炉工事範囲内における直接仮設は本業務に含む。

2) 応募者は予め監督員詰所に必要とする面積を示すこと。

3) 監督員事務所のうち、選定事業者の占有するする範囲における光熱水費、電話料金、通信料金等は、選定事業者の負担とする。また、執務に必要な図書、事務機器（パソコンシステム、FAX 付コピー機等を含む。）、什器類は選定事業者が自らの責任で設けること。

4) 資材の仮置場及び工事用車両の駐車スペース用地は、市の承諾を受けて設置する。なお、現場事務所や資材置き場等のために敷地周辺の市所有の土地を、市と協議の上使用することができる。但し、使用した土地は事業完了時に現状復旧して返却すること。

3.3 建設期間中の業務

(4) 工事用車両

ア 工事用車両の運行

1) 工事用車両は、本施設の正面玄関のロータリーを介して運行しないこと。

イ 工事関係者の車両通行

1) 可能な限り火葬炉棟裏のスペースに駐車することとするが、一般の駐車場を使用する場合は北（山側）の駐車スペースを利用すること。なお、この際、市との協議のうえで火葬炉棟裏と待合棟の境の門扉を開錠することが可能なものとする。

3.4 完成後の業務

(1) 完成自主検査及び市による完成検査

事業者は工期内に次の規定に即して以下の検査を実施し、全ての業務を完了させること。但し、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。なお、建設期間中に部分引渡ししたものも含めすべての工事範囲を対象に完成自主検査等を実施するものとする。

イ 市による完成検査等

イ 出来形検査

(削除)

1) 出来形検査を行う段階は以下を想定する。

① 火葬炉建設工事の期間中における年度末の時点

3. 火葬炉建設業務の要求水準

3.2 着工前の業務

(2) 共通仮設

1) 建築物の仮囲い、出入口ゲート、現場事務所や仮設トイレ等の仮設物、警備員の配置等は建築工事と重複する場合に限り別途市の発注する建築工事で設けることから、本業務に含めないものとする。但し、火葬炉工事範囲内における直接仮設並びに火葬炉工事単独の要因による、仮設物及び警備員の配置等は本業務に含む。

2) 事業者は予め監督員詰所に必要とする面積を示すこと。

3) 現場事務所のうち、事業者の占有する範囲における光熱水費、電話料金、通信料金等は、事業者の負担とする。また、執務に必要な図書、事務機器（パソコンシステム、FAX 付コピー機等を含む。）、什器類は事業者が自らの責任で設けること。

4) 資材の仮置場及び工事用車両の駐車スペース用地は、市の承諾を受けて設置すること。なお、現場事務所や資材置き場等のために敷地周辺の市所有の土地を、市と協議の上使用することができる。但し、使用した土地は事業完了時に現状復旧して返却すること。また、改修事業の受注者と区分けして使用すること。

3.3 建設期間中の業務

(4) 工事用車両

ア 工事用車両の運行

1) 工事用車両は、本施設の正面玄関のロータリーを介して運行しないこと。

2) 工事用車両の斎場周辺の通行経路等については、事前に市の承諾を得ること。

イ 工事関係者の車両駐車

1) 可能な限り火葬炉棟裏のスペースに駐車することとするが、一般の駐車場を使用する場合は北（山側）の駐車スペースを利用すること。なお、この際、市との協議のうえで火葬炉棟裏と待合棟の境の門扉を開錠することが可能なものとする。

2) 改修事業の受注者と区分けして利用すること。

3.4 完成後の業務

(1) 完成自主検査及び市による完成検査

事業者は工期内に次の規定に即して以下の検査を実施し、全ての業務を完了させること。但し、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。なお、建設期間中に部分使用したものも含めすべての工事範囲を対象に完成自主検査等を実施するものとする。

イ 市による完成検査等

1) 事業者は全ての業務が完了したことを市に通知し、市による完成検査を受けること。なお、建設期間中に部分引渡ししたものは検査の対象に含めないが、先に完了した部分も含めて本業務を一式とした完成図書（業務報告書）として市に提出すること。

第4節 運営業務

1. 共通事項

1.1 運営業務の内容

(3) 業務の構成

1) 運営業務の構成は次の通りとする。

表2-4 運営業務の構成

2. 運営業務の要求水準

2.2 管理事務業務

(1) 庶務業務

ア 出納、帳票等の管理

イ 斎場の運営改善

ウ AEDの管理

エ 室名札の管理

オ 消耗品の管理

カ 案内放送

キ 問い合わせ対応

(2) 予約受付業務

イ 霊柩車運行業者及び葬儀会社等との連絡調整

3) 出棺遅れは、火葬業務や他の遺族に迷惑がかかるので、葬儀会社等に注意を行う

1) 事業者は全ての業務が完了したことを市に通知し、市による完成検査を受けること。なお、本業務を一式とした完成図書（業務報告書）として市に提出すること。

第4節 運営業務

1. 共通事項

1.1 運営業務の内容

(3) 業務の構成

1) 運営業務の構成は次の通りとする。

表2-4 運営業務の構成

業務内訳「庶務業務」の業務内容を修正

業務内訳「受付等業務」を追加

2. 運営業務の要求水準

2.2 管理事務業務

(1) 庶務業務

ア 出納、帳票等の管理

イ 経費の精算

1) 備品購入費と補修及び修繕等の費用（火葬炉の修繕に要する経費は除く）は、市が指定した金額、燃料費及び光熱水費は、決算額が指定管理者からの提案額に満たないときは、その差額を市に返還するものとする。ただし、備品購入費、燃料費、光熱水費、補修及び修繕等の費用（火葬炉の修繕に要する経費は除く）を除いて、指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、返還を求めない。また、指定管理者の運営に起因し不足額が生じた場合は、原則として補填は行わない。

ウ 斎場運営の改善

エ AEDの管理

オ 室名札の管理

カ 消耗品の管理

キ 案内放送

ク 問い合わせ対応

(2) 予約受付業務

イ 霊柩車運行業者及び葬儀会社等との連絡調整

3) 火葬業務を行う上で、霊柩車との運行連絡が必要な場合は、霊柩車運行業者と調整を行うこと。また、運行連絡にあたって発生する経費については事業者の負担とする。

4) 出棺遅れは、火葬業務や他の遺族に迷惑がかかるので、葬儀会社等に注意を行う

うこと。

第5節 維持補修業務

2. 維持管理業務の要求水準

2.2 保守管理業務

(11) 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務

ウ 業務内容

樹木等を適切に管理する為、剪定、施肥、除草剤の散布等必要な作業を行う。頻度や回数については事業者の提案によるものとする。

2.3 清掃業務

(3) その他

塵芥の収集及び運搬・廃棄として、斎場施設内で発生したごみは、市の区分に従い「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分別し、それぞれ適切に処理すること。また資源化が可能なごみについては、リサイクルに努めること。なお、廃棄の際の処理手数料については、指定管理者の負担とする。また、剪定枝の廃棄による処理手数料については、市の減免対象とする。

2.5 その他維持管理業務

(1) 備品等管理業務

イ 取得備品

1) (省略)

2) (省略)

3. 補修・修繕業務

3.2 その他施設の補修・修繕業務

(1) 業務方針

1) (省略)

こと。

第5節 維持補修業務

2. 維持管理業務の要求水準

2.2 保守管理業務

(11) 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務

ウ 業務内容

樹木等を適切に管理する為、剪定、施肥、除草剤の散布等必要な作業を行う。頻度や回数については事業者の提案によるものとする。

1) 掃除と廃棄物処理

① 斎場内庭園掃除は、斎場内を美しく保てるよう随時清掃を行うとともに、その廃棄物（枯葉、木々等）は、事業者で処理すること。

② 処理手数料は、減免対象とする。

2) 庭園かん水

① 斎場内庭園全域をかん水範囲とし、場内樹木等を枯らさないように、散水すること。

3) 業務の記録保存

① 業務の終了ごと作業記録報告書を作成し、報告のこと。

2.3 清掃業務

(3) その他

塵芥の収集及び運搬・廃棄として、斎場施設内で発生したごみは、市の区分に従い「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分別し、それぞれ適切に処理すること。また資源化が可能なごみについては、リサイクルに努めること。なお、廃棄の際の処理手数料については、指定管理者の負担とする。また、剪定枝の廃棄による処理手数料については、市の減免対象とする。

業務の終了ごと作業記録報告書を作成し、報告すること。

2.5 その他維持管理業務

(1) 備品等管理業務

イ 取得備品

1) (省略)

2) (省略)

3) 指定管理者は年間 10 万円の備品購入費を計上し、備品購入費の年間の実績額が 10 万円に満たないときは、その差額を市に返還するものとする。

3. 補修・修繕業務の要求水準

3.2 その他施設の補修・修繕業務

(1) 業務方針

1) (省略)

2) 事業者は年間 100 万円の火葬炉及び付属設備を除く補修費等の費用を計上し、補

2) (省略) 3) (省略) 第3章 火葬炉の整備に関する要求水準 第2節 火葬炉設備更新工事の要件 2. 更新後の火葬炉設備 2.2 更新後の火葬炉の環境性能 <u>(5) 騒音に係る基準</u> <u>本施設からできるだけ騒音が出ない仕組みとする。</u> 2.4 性能試験 (2) 部分使用及び出来形検査 1) 業務期間中において、部分使用、<u>又は部分引渡し</u>する前に大気、悪臭の測定を行うこと。 2) 大気、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについて、火葬炉を更新し部分使用 <u>又は部分引渡し</u> (部分使用検査済の部分を除く) しようとする炉の稼働時に測定を行うこと。 3.3 燃焼設備 (4) 再燃焼炉 イ 一般事項 4) <u>動物炉は</u>、第3章第2節2.2項に定める環境基準値等を満たす場合、前項に定める滞留時間、及び最大排ガス量は事業者の提案によるものとする。 3.8 附帯設備 (1) 棺運搬車 ア 一般事項	<u>修費等の費用の年間の実績額が100万円に満たないときは、その差額を市に返還するものとする。ただし、事業者の管理上の瑕疵による施設若しくは附属設備等の損傷に伴う修繕については、事業者が負担することとする。いずれの場合も所有権は市に帰属することとする。</u> 3) (省略) 4) <u>市は、修繕計画に基づき特定の修繕を実施するための費用を別途計上し、その施工を指定管理者に依頼することがある。その場合、指定管理者は市と協力し、その修繕を実施すること。</u> 5) (省略) 第3章 火葬炉の整備に関する要求水準 第2節 火葬炉設備更新工事の要件 2. 更新後の火葬炉設備 2.2 更新後の火葬炉の環境性能 <u>(5) 騒音及び振動に係る基準</u> <u>一般に火葬炉設備として対応すべき範囲の対策は実施し、低騒音・低振動性に優れているものとする。</u> <u>(6) 排出灰に係る基準値(飛灰)</u> <u>「表3-4 排出灰基準値」を追加</u> 2.4 性能試験 (2) 部分使用及び出来形検査 1) 業務期間中において、部分使用する前に大気、悪臭の測定を行うこと。 2) 大気、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについて、火葬炉を更新し部分使用 (部分使用検査済の部分を除く) しようとする炉の稼働時に測定を行うこと。 3.3 燃焼設備 (4) 再燃焼炉 イ 一般事項 4) 第3章第2節2.2項に定める環境基準値等を満たす場合、前項に定める滞留時間、及び最大排ガス量は事業者の提案によるものとする。 3.8 附帯設備 (1) 棺運搬車 ア 一般事項 <u>6) 現行の霊柩車の棺台の高さは床面から760mm～770mmであり、本斎場の棺運搬車受入場所の床面は、霊柩車の床面よりも110mm～120mmの段差がある。改修期間中を含め、現行の霊柩車からの安置が容易に行える高さであること。</u>
---	---

4. 電気・計装設備 4.1 一般事項 4.2 機器仕様 (3) 火葬炉現場操作盤 イ 数量 1) <u>8 面 (人体炉)</u> 添付資料 5 建築改修工事基本設計図	4. 電気・計装設備 4.1 一般事項 4.2 機器仕様 (3) 火葬炉現場操作盤 イ 数量 1) <u>9 面 (人体炉 8 面、動物炉 1 面)</u> 添付資料 5 建築改修工事基本設計図 <u>(案)</u> <u>図面追加</u>
--	--